

不利益処分に関する処分基準

不利益処分の内容		神奈川県立相模湖交流センターの利用承認の取消し
根拠法令及び条項		神奈川県立相模湖交流センター条例第 15 条
処 分 基 準	関係条項	神奈川県立相模湖交流センター条例施行規則第 6 条
	基準	<p>神奈川県立相模湖交流センターを利用しようとする者(承認を受けた者又は利用に応じて入館した者をいう。)が、次に該当する場合は、利用の承認を取り消し、又は神奈川県立相模湖交流センターの施設及び設備の利用を中止させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 神奈川県立相模湖交流センター条例又は神奈川県立相模湖交流センター条例に基づく規則に違反したとき。 2 神奈川県立相模湖交流センター条例第 11 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 3 神奈川県立相模湖交流センターの施設及び設備を利用する者が利用の条件に違反したとき。 4 その他指定管理者が必要と認めたとき。 <p>【具体例】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用目的以外の目的に神奈川県立相模湖交流センターの施設及び設備を利用したとき。 (2) 付属設備を神奈川県立相模湖交流センター外に持ち出したとき。 (3) 許可なく壁、柱、窓、扉等に、ポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくははり付け、文字等を書き、又はくぎ類を打ち込んだとき。 (4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込んだとき。 (5) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしたとき。 (6) 許可なく寄附金の募集、物品の販売等を行ったとき。 (7) 定められた場所以外の場所で飲食し、又は喫煙したとき。 (8) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしたとき。 (9) 収容人員を超えて入場をさせたとき。 (10) 係員の指示に従わないとき。 (11) その他上記(1)～(10)に準ずると認められたとき。